

## 水質基準に関する省令等の一部改正案に関する意見の募集について 厚生労働省



厚生労働省は、亜硝酸態窒素の水質基準項目への追加等について、水道法の水質基準に関する省令等の一部の改正案をまとめ、平成 25 年 8 月 23 日から平成 25 年 9 月 23 日までの期間でパブリックコメントを募集しています。

改正する省令については、以下の通りになります。

- (1) 「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)
- (2) 「水道法施行規則」(昭和 32 年厚生省令第 45 号)
- (3) 「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)
- (4) 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号)

また、各省令等における亜硝酸態窒素に係る基準案については、以下の通りです。

		基準案
水質基準		0.04mg/L 以下であること
薬品基準		0.004mg/L 以下であること
資機材材質基準		0.004mg/L 以下であること
給水装置	水栓その他末端給水用具	0.004mg/L 以下であること
浸出性能基準	末端以外の給水用具又は給水管	0.04mg/L 以下であること

表 1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

なお、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)、「資機材等の材質に関する試験」(平成 12 年厚生省告示第 45 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成 9 年厚生省告示第 111 号)に係る改正案については、別途意見募集を行う予定となっています。

また、改正省令の施行予定日は平成 26 年 4 月 1 日となっています。

当社は水道法 20 条に係る水質検査機関として長年の実績があります。是非一度ご相談ください。

資料 2013 年 8 月 23 日付 厚生労働省ホームページ

生活環境箇所 大塚卓也